

令和6年度愛川町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者や在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、本町において障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の受注機会を確保し、物品等の調達等についての推進を図るために定めるものとする。

2 適用範囲

適用範囲は、本町の全ての部局とする。

3 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品等とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
- (2) 神奈川県共同受注窓口
- (3) その他の法第2条に規定する障害者就労施設等
 - ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
 - ウ 在宅就業障害者
 - エ 在宅就業支援団体
 - オ その他、町が認めるものとする。

5 調達目標

調達目標は、前年度に達成した実績を上回るよう努めるものとする。

6 情報提供

調達の推進に資するため、障害福祉所管課は3の物品等及び4の施設等について情報の調査、集約を行い、庁内に情報提供を行うものとする。

7 調達実績の公表等

調達実績の公表は翌年度にとりまとめ、町ホームページ上において行うものとする。

8 調達の推進体制

本方針は、障害福祉主管課が庁内各課と協議、共同して推進を図るものとする。

9 所管課

本方針は、障害福祉主管課が所管する。